

馬鈴薯配給の中間経費に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年十一月二日

岡村文四郎

参議院議長 松平恒雄殿

五

馬鈴薯配給の中間経費に関する質問主意書

政府は食糧公團諸類局に対し指定集荷場所渡拾貫百六拾七円八拾錢にて拂下をなし、諸類局は食糧公團業務局に対し貨車乗渡にて拾貫に付綜合用百九拾四円參拾錢、その他用式百六拾七円九拾錢にて賣渡すのであるが、この際平均拾貫に付五拾八円の差があるとのことである。この五拾八円の経費の内訳及算定基礎を数字を以て示されたい。